

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

| 現行 | 改正 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「本学卒業者等」とは、本学を卒業若しくは修了した者(コース登録制修了者を除く。)又は本学大学院の博士後期課程若しくは連合農学研究科の博士課程を標準修業年限以上在学し、学則第71条第1項の規定により教育を受けた上退学した者をいう。</p> <p>第2章 本則</p> <p>(授業料、入学金及び検定料の額)</p> <p>第3条 <u>国立大学法人東京農工大学</u>学則第35条に定める授業料、入学金及び検定料の額については、次のとおりとする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>2 <u>国立大学法人東京農工大学</u>学則第40条第5号に規定する学部生(3年次編入生を除く。)の第2段階目の選抜に係る検定料の返還額及び同規則第40条第6号に規定する本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者のその後の選抜に係る検定料の返還額は、13,000円とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(寄宿料の額)</p> <p>第5条 <u>東京農工大学</u>学則第42条第4項に定める寄宿料の額については、次のとおりとする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>2 <u>東京農工大学</u>学寮規程第12条に定める共益費及び第12条の2に定める退去時清掃費については、次のとおりとする。</p> <p>(表は省略)</p> | <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「本学卒業者等」とは、本学を卒業若しくは修了した者(コース登録制修了者を除く。)又は本学大学院の博士後期課程若しくは連合農学研究科の博士課程を標準修業年限以上在学し、<u>国立大学法人東京農工大学</u>学則(以下「学則」という。)第71条第1項の規定により教育を受けた上退学した者をいう。</p> <p>第2章 本則</p> <p>(授業料、入学金及び検定料の額)</p> <p>第3条 学則第35条に定める授業料、入学金及び検定料の額については、次のとおりとする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>2 学則第40条第5号に規定する学部生(3年次編入生を除く。)の第2段階目の選抜に係る検定料の返還額及び同規則第40条第6号に規定する本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者のその後の選抜に係る検定料の返還額は、13,000円とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(寄宿料の額)</p> <p>第5条 学則第42条第4項に定める寄宿料の額については、次のとおりとする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>2 <u>国立大学法人東京農工大学</u>学寮規程第12条に定める共益費及び第12条の2に定める退去時清掃費については、次のとおりとする。</p> <p>(表は省略)</p> | |

(国際交流会館の寄宿料等)

第6条 東京農工大学国際交流会館規程第11条に定める寄宿料及び使用料については、次のとおりとする。

(表は省略)

2 (略)

(公開講座の講習料の額)

第7条 東京農工大学学則第43条に定める公開講座の講習料の額は、次のとおりとし、1時間当たりの単価は、公開講座の種類毎に当該公開講座の内容に応じて定めるものとする。

| 公開講座の種類 | 1時間当たりの単価の範囲 |
|---|---------------------------|
| 小学生及び中学生を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの | 無料～1,000円 (100円単位) |
| 一般市民を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの | 700円～1,000円 (100円単位) |
| 職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの(獣医師に係るものを除く。) | 700円～2,000円 (100円単位) |
| 職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの(獣医師に係るものに限る。) | 1,000円～6,000円 (100円単位) |
| 一般市民を対象として、語学、趣味、スポーツなどの一般教養を高めることを目的とするもの | 700円～2,000円 (100円単位) |

(本学施設使用料の額)

第8条 不動産管理規程第15条第2項に定める本学の施設を本学以外の者に貸付け使用させる場合の使用料については、別に定める。ただし、1ヶ月以内の短期の使用料の額については、次のとおり定める算定式による。

(表は省略)

(国際交流会館の寄宿料等)

第6条 国立大学法人東京農工大学国際交流会館規程第11条に定める寄宿料及び使用料については、次のとおりとする。

(表は省略)

2 (略)

(公開講座の講習料の額)

第7条 学則第43条に定める公開講座の講習料の額は、次のとおりとし、1時間当たりの単価は、公開講座の種類毎に当該公開講座の内容に応じて定めるものとする。ただし、国立大学法人東京農工大学公開講座規程第7条第2項に該当する場合は、講習料を無料とすることができる。

| 公開講座の種類 | 1時間当たりの単価の範囲 |
|---|---------------------------|
| 削る | 削る |
| 一般市民を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの | 700円～1,000円 (100円単位) |
| 一般市民を対象として、語学、趣味、スポーツなどの一般教養を高めることを目的とするもの | 700円～2,000円 (100円単位) |
| 職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの(獣医師に係るものを除く。) | 700円～2,000円 (100円単位) |
| 職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの(獣医師に係るものに限る。) | 1,000円～6,000円 (100円単位) |

(本学施設使用料の額)

第8条 国立大学法人東京農工大学不動産管理規程第15条第2項に定める本学の施設を本学以外の者に貸付け使用させる場合の使用料については、別に定める。ただし、1ヶ月以内の短期の使用料の額については、次のとおり定める算定式による。

(表は省略)

| <p>2・3 (略)</p> <p>(インキュベーション施設の使用料の額)</p> <p>第8条の2 <u>産官学連携・知的財産センターのインキュベーション施設</u> (以下「施設」という。)を本学以外の者に貸付け使用させる場合の1平方メートル当たりの月額貸付け使用料の額については、次表左欄の入居月からの経過年数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(武蔵野荘使用料の額)</p> <p>第10条 第8条の規定にかかわらず、東京農工大学武蔵野荘の使用料の額については、次のとおり定める。ただし、国立大学法人東京農工大学武蔵野荘使用要項(以下「武蔵野荘使用要項」という。)第8条第3項に該当する者については、使用料を徴収しない。</p> <p>(表は省略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第12条 削除</u></p> | <p>2・3 (略)</p> <p>(インキュベーション施設の使用料の額)</p> <p>第8条の2 <u>先端産学連携研究推進センターのインキュベーション施設</u> (以下「施設」という。)を本学以外の者に貸付け使用させる場合の1平方メートル当たりの月額貸付け使用料の額については、次表左欄の入居月からの経過年数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(武蔵野荘使用料の額)</p> <p>第10条 第8条の規定にかかわらず、東京農工大学武蔵野荘の使用料の額については、次のとおりとする。ただし、国立大学法人東京農工大学武蔵野荘使用要項(以下「武蔵野荘使用要項」という。)第8条第3項に該当する者については、使用料を徴収しない。</p> <p>(表は省略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(140周年記念会館の使用料の額)</p> <p>第12条 第8条の規定にかかわらず、本学140周年記念会館の使用料の額については、次のとおりとする。ただし、国立大学法人東京農工大学140周年記念会館使用要項第5条第1項に該当する場合は、使用料を徴収しない。</p> <table border="1" data-bbox="1070 869 1579 1157"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間当たりの単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室(2F)</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>会議室-A(2F)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>会議室-B(2F)</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール-1(3F)</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール-2(3F)</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール-3(3F)</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 1時間当たりの単価 | 大会議室(2F) | 5,800円 | 会議室-A(2F) | 2,000円 | 会議室-B(2F) | 1,500円 | 多目的ホール-1(3F) | 7,100円 | 多目的ホール-2(3F) | 1,800円 | 多目的ホール-3(3F) | 1,500円 | |
|--|--|----|-----------|----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--|
| 区分 | 1時間当たりの単価 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大会議室(2F) | 5,800円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会議室-A(2F) | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会議室-B(2F) | 1,500円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多目的ホール-1(3F) | 7,100円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多目的ホール-2(3F) | 1,800円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多目的ホール-3(3F) | 1,500円 | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則 (25 経教規程第 19 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。